

社会福祉法人 恒和会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恒和会（以下「法人」という）定款第8条及び第21条の規程に基づき、理事、監事、評議員（以下「役員等」という）の報酬について定めるものとする。

(常勤役員等)

第2条 この規程でいう常勤役員等とは事業所の所定労働時間を勤務する役員等をいう。

(理事長の報酬)

第3条 この規程定める理事長の報酬は、法人の人事、労務、財務、運営等の職務を統括し、法人のために、継続かつ定期的に活動する理事長に対し、職務執行の対価として支払う。

- 2 理事長の報酬は、勤務実態に即して評議員会が定める金額を上限とする。
- 3 理事長の報酬額は、評議員会において、法人の業績と理事長の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ、前項の上限内で見直すことがある。

(報酬等の支給)

第4条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。

- (1) 理事長及び常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

(常勤役員の報酬の算定方法)

第5条 理事長及び常勤役員等に対する報酬の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、定款第21条及び別表1に定める金額の範囲内で理事会において決定し支給する。

- (1) 報酬については、別表1に定める額。
- (2) 通勤手当については、給与等支給規則の規定に準ずる額。
- (3) 役員等が、法人業務のため出張する場合は、法人出張旅費規程に準ずる。

(非常勤役員並びに評議員の報酬等の算定方法)

第6条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとし、評議員会において決定し支給する。

- (1) 報酬については、別表2に定める額。
- (2) 非常勤役員等が、職務のため出張をしたときは、法人出張旅費規程に準ずる。

(当法人職員給与との併給)

第7条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

- 2 通勤手当については、同条に定める職員の職務を兼務し、給与等支払規則により通勤手当の支給を受ける場合、本規程に基づく通勤手当は支給しない。

(法定控除)

第8条 報酬の支払に際しては、所得税等法令に定められた額を控除する。

(報酬等の支給方法)

第9条 常勤役員等に対する報酬の支給方法及び支給時期は、職員の給与の支給方法及び支給日に準ずる。

- 2 評議員及び非常勤役員に対する報酬等は、当該会議に出席した月の月末に本人の指定する金融機関の口座に振込み支給する。
- 3 報酬等は、第8条及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の支給調整)

第10条 次の各号の場合は、報酬等の支給を調整する。

- (1) 職員を兼ねる役員が、理事会等に出席するは、会議等の出席報酬は支給しない。
- (2) 評議員及び役員が会議に出席し、同日に併せて他の法人業務を行った場合は、重複して支給はしない。

(役員退職慰労金)

第11条 常勤の理事の役員退職慰労金並びに非常勤役員の退任慰労金に関しては、別に定める(社会福祉法人恒和会役員等退職慰労金規程)。

(その他)

第12条 理事長が、役員等に対し業務(調査)を依頼した時、また理事長が必要と認めた会議、並びに研修会は、1日につき10,000円を報酬として支給するとともに交通費の支給については旅費規程細則に基づき支給する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(公表)

第14条 法人はこの規程をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の

基準として公表する。

(補則)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日より施行する。
2. この規程は、平成29年6月22日より施行する。
3. この規程は、令和4年4月1日より施行する。
4. この規程は、令和5年6月16日より施行する。
5. この規定は、令和6年6月20日より施行する。

別表1（常勤役員の報酬）

役職名	在任期間	報酬の額(月額) 円
理 事 長	10年未満	200,000
	10年以上15年未満	300,000
	15年以上20年未満	400,000
	20年以上25年未満	600,000
	25年以上	800,000
常 勤 理 事	5年未満	50,000
	5年以上	100,000

※1. 常勤役員の就任期間は4月1日を基準日とし、年度の途中で報酬額の変更はしないものとする。

ただし、理事長が理事にまたは理事が理事長に就任した場合は、就任した次の翌月（その日が初日の場合は当月）から改定するものとする。

※2. 常勤の役員の報酬総額（年額）を定めて、その限度額内で理事会において決定する。

※3. 理事長職務代理人が職務遂行した場合は、理事長報酬に準じた額を支給する。

別表2（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

評議員会への出席	10,000円(日額)
上記の他、法人及び施設業務のための出勤、出張	10,000円(日額)

(2) 理事・顧問

理事会等会議への出席	10,000円(日額)
上記の他、法人及び施設業務のための出勤、出張	10,000円(日額)

(3) 監事

理事会等会議への出席	10,000円(日額)
監事監査等への出席	10,000円(日額)
上記の他、法人及び施設業務のための出勤、出張	10,000円(日額)